

更正の請求・審査請求

【更正の請求】

各税目の申告書を提出した後に、税額が過大であったことなどを発見したときは、法定納期限から**5年以内**(国の税務官署の更正があった場合など、特定の場合は、その理由が生じた日の翌日から起算して**2か月以内**)に限り、更正の請求をすることができます。

【県税に関する処分などに対する審査請求】

県税の課税・徴収の処分などについて不服がある場合は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して**3か月以内**に、知事に審査請求をすることができます。

審査請求書は、県総合（県税）事務所長による処分についての審査請求の場合は、なるべく所管の県総合（県税）事務所を経由するとともに、正副2通を提出してください。

県税の納税証明書

納税証明書には、納税証明書（一般用）と自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用・構造等変更検査用）があります。

【納税証明書（一般用）】

課税（申告）額、納税額、その他一定の事項を証明するものです。

■申請窓口

各県総合（県税）事務所の窓口

■交付申請の際に必要なもの

・「納税証明書交付申請書」

(各事務所の窓口にありますので、申請時に記載ください。なお、[県のホームページ](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/tetsuzuki/nouzei/kenzeinouzei.html)にも様式があります。)

・窓口で申請される方の本人確認書類(運転免許証など)

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/tetsuzuki/nouzei/kenzeinouzei.html>

・代理申請の場合は、委任確認書類(委任者の押印がある申請書、委任状又は委任者の本人確認書類)

・納税した際の領収書(必要な場合があります。)

■交付手数料

納税証明事項1件につき400円



【自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用・構造等変更検査用）】

この納税証明書は、車検（継続検査及び構造等変更検査）の際に使用するものです。

自動車税（種別割）納税通知書には、この納税証明書が添付されていますが、平成27年度から自動車税納付確認システム（JNK S）が稼働し、電子情報により納税状況の確認ができるため、必ずしも車検の際に必要ではありません。

自動車税種別割の納税証明書に***印の表示がある場合、前年度までの自動車税種別割（延滞金を含みます。）に未納があるため無効です。納税されたうえで別途交付申請してください。

■申請窓口

各県総合（県税）事務所の窓口、税務課、税務課自動車税グループ分室

■交付申請の際に必要なもの

・「自動車税（種別割）納税証明書交付申請書」

(各事務所の窓口にありますので、申請時に記載ください。なお、[県のホームページ](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/tetsuzuki/nouzei/ridoushanouzei.html)にも様式があります。)

・自動車検査証

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/tetsuzuki/nouzei/ridoushanouzei.html>

・納税した際の領収書(必要な場合があります。)

■交付手数料

不 要

